

特別養護老人ホーム松美苑 料金表

〔ユニット型介護老人福祉施設〕

1. 介護給付サービスによる料金(重要事項説明書5-(1))

介護保険給付対象サービス (自己負担額)

(1日:点)

区 分	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
1. 基本報酬	670	740	815	886	955
2. 日常生活継続支援加算	46				
3. 看護体制加算Ⅰ口	4				
4. 看護体制加算Ⅱ口	8				
5. 夜勤職員配置加算Ⅳ口	21				
6. 科学的介護推進体制加算Ⅱ	50/月				
7. 介護職員処遇改善加算Ⅰ	1月の介護保険給付対象サービス費の合計 × 14%				

介護保険給付対象外サービス

(1日:円)

1. 食事に係る自己負担額	
負担限度額認定 1段階	300
負担限度額認定 2段階	390
負担限度額認定 3段階①	650
負担限度額認定 3段階②	1,360
負担限度額認定 4段階	1,445
2. 居住に係る自己負担額	
負担限度額認定 1段階	880
負担限度額認定 2段階	880
負担限度額認定 3段階①	1,370
負担限度額認定 3段階②	1,370
負担限度額認定 4段階	2,066

○ 介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された金額に合わせて負担額を変更します。

【1月（30日）当りの利用料金目安】

○負担割合 1割

		介護度 1	介護度 2	介護度 3	介護度 4	介護度 5
介護保険給付対象サービス費		24,955	25,365	27,930	30,358	32,718
負担段階	食費・居住費					
1 段階	35,400	50,400	50,400	50,400	50,400	50,400
2 段階	38,100	53,100	53,100	53,100	53,100	53,100
3 段階①	60,600	85,200	85,200	85,200	85,200	85,200
3 段階②	81,900	106,500	106,500	106,500	106,500	106,500
4 段階	105,330	130,285	130,695	133,260	135,688	138,048

○負担割合 2割

		介護度 1	介護度 2	介護度 3	介護度 4	介護度 5
介護保険給付対象サービス費		49,909	50,730	55,860	60,716	65,436
食費・居住費	105,330	155,239	156,060	161,190	166,046	170,766

※月額目安は1月を30日とした場合の参考金額となっております、実際には加算状況や利用日数により変動があります。

【高額介護サービス費上限額】

負担段階	1 段階	2 段階	3 段階①	3 段階②	4 段階
高額介護サービス費上限額	15,000	15,000	24,600	24,600	なし

※介護保険給付対象サービス費のうち高額介護サービス費上限額を超えた金額は市町村より口座振込にて返金されます。

2. その他の介護給付サービス加算(重要事項説明書5-(2))

加算項目	単位数等		負担割合 1割	負担割合 2割
安全対策体制加算	20	回	20 円	40 円
初期加算	30	日	30 円	60 円
外泊時加算	246	日	246 円	492 円
個別機能訓練加算 (Ⅰ)	12	日	12 円	24 円
個別機能訓練加算 (Ⅱ)	20	月	20 円	40 円
個別機能訓練加算 (Ⅲ)	20	月	20 円	40 円
ADL 維持等加算 (Ⅰ)	30	月	30 円	60 円
ADL 維持等加算 (Ⅱ)	60	月	60 円	120 円
看取り介護加算 (死亡日 45 日前～31 日前)	72	日	72 円	72 円
看取り介護加算 (死亡日 30 日前～4 日前)	144	日	144 円	144 円
看取り介護加算 (死亡日前々日・前日)	680	日	680 円	680 円
看取り介護加算 (死亡日)	1,280	日	1,280 円	1,280 円
褥瘡マネジメント加算 (Ⅰ)	3	月	3 円	6 円
褥瘡マネジメント加算 (Ⅱ)	13	月	13 円	26 円
排せつ支援加算 (Ⅰ)	10	月	10 円	20 円
排せつ支援加算 (Ⅱ)	15	月	15 円	30 円
排せつ支援加算 (Ⅲ)	20	月	20 円	40 円
自立支援促進加算	280	月	280 円	560 円
認知症チームケア推進加算 (Ⅰ)	150	月	150 円	300 円
認知症チームケア推進加算 (Ⅱ)	120	月	120 円	240 円
認知症専門ケア加算 (Ⅰ)	3	日	3 円	6 円
認知症専門ケア加算 (Ⅱ)	4	日	4 円	8 円
高齢者施設等感染対策向上加算 (Ⅰ) ※ (Ⅰ) (Ⅱ) 併算可	10	月	10 円	20 円
高齢者施設等感染対策向上加算 (Ⅱ) ※ (Ⅰ) (Ⅱ) 併算可	5	月	5 円	10 円
生産性向上推進体制加算 (Ⅰ)	100	月	100 円	200 円
生産性向上推進体制加算 (Ⅱ)	10	月	10 円	20 円
退所時栄養情報連携加算 ※ 1 か月に 1 回	70	回	70 円	140 円
退所時情報提供加算 ※ 入所者 1 人に 1 回	250	回	250 円	500 円
経口移行加算	28	日	28 円	56 円
経口維持加算 (Ⅰ) ※ (Ⅰ) (Ⅱ) 併算可	400	月	400 円	800 円
経口維持加算 (Ⅱ) ※ (Ⅰ) (Ⅱ) 併算可	100	月	100 円	200 円
口腔衛生管理加算 (Ⅰ)	90	月	90 円	180 円

加算項目	単位数等		負担割合 1割	負担割合 2割
口腔衛生管理加算（Ⅱ）	110	月	110 円	220 円
協力医療機関連携加算（Ⅰ）	100	月	100 円	200 円
協力医療機関連携加算（Ⅱ）	5	月	5 円	10 円
配置医師緊急時対応加算（勤務時間外）	325	回	325 円	650 円
配置医師緊急時対応加算（早朝又は夜間）	650	回	650 円	1,300 円
配置医師緊急時対応加算（深夜）	1,300	回	1,300 円	2,600 円
新興感染症等施設療養費 ※1月に1回連続する5日	240	日	240 円	480 円

3. 介護保険の給付対象とならないサービス(重要事項説明書5-(3))

① 食事の提供に要する費用(食材料費及び調理費)

(1ヶ月・1日：円)

月額 (概算)	通常 (第4段階)	介護保険負担限度額認定証に記載されている額			
		第1段階	第2段階	第3段階①	第3段階②
43,350	1日 1,445	1日 300	1日 390	1日 650	1日 1,360

※重要事項説明書「5-(3)」に定めのとおり、個人の希望により特別に用意する食事、外食等にかかった費用は実費負担となりますので、上記の金額を超える場合があります。

② 居住に要する費用(光熱水費及び室料(建物設備等の減価償却費))

(1ヶ月・1日：円)

	月額 概算	通常 4段階	介護保険負担限度額認定証に記載されている額			
			1段階	2段階	3段階①	3段階②
ユニット型個室	61,980	1日 2,066	1日 880	1日 880	1日 1,370	1日 1,370

③ 特別な食事の提供に要する費用

利用料金： 要した費用の実費

④ 理髪・美容

利用料金： 理髪 1,100 円
理髪 + 顔剃り 1,300 円

⑤ レクリエーション・クラブ活動・行事等に必要となる諸費用

利用料金： 材料代等の実費がかかる場合があります。

⑥ その他の日常生活費

利用料金： 日用品等の実費

⑦ 電気使用料(個人所有の電気器具)

テレビ電気料	1ヶ月 1,000 円 (20日未満の場合は1日50円、20日以上の場合は月額徴収)
--------	---

⑧ 契約書第 19 条に定める所定の料金

(1 日：円)

	要介護度 1	要介護度 2	要介護度 3	要介護度 4	要介護度 5
利用料金	6,700	7,400	8,150	8,860	9,550
居住費	2,066	2,066	2,066	2,066	2,066
合 計	8,766	9,466	10,216	10,926	11,616

※ご契約者が要介護認定で自立又は要支援（Ⅰ・Ⅱ）と判断された場合 8,766 円

ご契約者がまだ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額をいったんお支払いいただきます。要介護の認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます(償還払い)。償還払いとなる場合、ご契約者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。

介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、ご契約者の負担額を変更します。また基本施設サービス費のほかに、加算が発生した場合は自己負担額に追加されます。

- ・介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、ご契約者の負担額を変更します。

【加算の説明】

○日常生活継続支援加算

認知症高齢者等が一定割合以上入所して且つ介護福祉士資格を有する職員を一定の割合配置

○サービス提供体制強化加算

介護福祉士の資格者等経験豊富な職員を一定の割合配置

※サービス提供体制強化加算（Ⅰ・Ⅱ）又は日常生活継続支援加算のいずれかのみ算定可

○看護体制加算

ア. 看護体制加算（Ⅰ） 常勤の看護師の配置

イ. 看護体制加算（Ⅱ） 基準を上回る看護職員の配置

○夜勤職員配置加算

夜勤を行う職員配置基準を超えて職員配置

○科学的介護推進体制加算

さまざまなケアにより記録している利用者の状態像に関する情報について、厚生労働省が指定するデータベースに情報提供をし、得られるフィードバックをもとに、PDCA によりケアの質を高めていく取組を行った場合

○介護職員処遇改善加算

介護サービスに従事する介護職員等の賃金改善に充てる加算

○安全対策体制加算

安全対策に係る外部研修を受けた職員を配置し、組織的に安全対策を行った場合、入居初日に限り加算

○初期加算

入所に伴い様々な支援が必要なことから入所後 30 日に限り加算

○外泊時加算

1 月につき、外泊（又は入院）した日の翌日から起算して 6 日（1 回の外泊（又は入院）で月をまたがる場合は最大で連続 12 日）を限度として算定

○個別機能訓練加算

機能訓練指導員を配置し個別機能訓練を行うための計画書の作成、それに基づいた機能訓練の実施などの算定要件を満たした際に算定される加算

○ADL 維持加算（Ⅰ・Ⅱ）

一定の研修を受けたものが、Barthel Index を用いて評価を行い、その ADL の値については LIFE を用いて国へ提出

○看取り介護加算

医師が終末期であると判断した入所者について、看取り介護を行った場合

○褥瘡マネジメント加算

褥瘡発生を予防するため、褥瘡の発生と関連の強い項目について、定期的な評価を実施し、計画的に管理を行った場合

○排せつ支援加算

排泄障害のため、排泄介助を要する入所者に対し、多職種が協働して支援計画を作成し、その計画に基づき支援した場合

○自立支援促進加算

医師等と連携し、利用者の自立を促す取組を推進した場合

○認知症チームケア推進加算

認知症の行動・心理症状（BPSD）の発現を未然に防ぐため、あるいは出現時に早期に対応するための平時からの取組を評価する加算

○認知症専門ケア加算

認知症ケアに関する専門研修を修了した者が介護サービスを実施した場合

○高齢者施設等感染対策向上加算

新興感染症の発生時等に感染者の診療等を実施する協力医療機関との連携体制を構築、感染症発生時における診療等の対応を取り決めるとともに、当該協力医療機関等と連携の上、適切な対応を行っていること

感染対策に係る一定の要件を満たす医療機関の主催する研修参加、施設内で感染者が発生した場合の感染制御等の実地指導を受けている場合

○生産性向上推進体制加算

介護ロボットや ICT 等の導入後の継続的なテクノロジー活用を支援するため、見守り機器等のテクノロジーを導入し、生産性向上ガイドラインに基づいた業務改善を継続的に行うとともに、効果に関するデータ提出を行うことを評価する加算

○退所時栄養情報連携加算

退所時に他の介護保険施設や医療機関等に情報提供することを評価する加算

○退所時情報提供加算

入所者の退所後の主治の医師に対して、当該入所者の同意を得て、当該入所者の診療状況を示す文書を添えて当該入所者の紹介を行った場合

○経口移行加算

経口摂取に移行するための栄養管理を実施した場合

○経口維持加算

誤嚥が認められる方に対し、経口維持計画を作成及び特別な管理を行う場合

○口腔衛生管理加算

歯科医師の指示を受けた歯科衛生士等が、入所者に対し、口腔ケアを行った場合

○療養食加算

利用者の病状等に応じて、適切な栄養量及び内容の療養食の提供が行われた場合

○協力医療機関連携加算

看護職員が、利用者ごとに県境の状況を継続的に記録していること

利用者の同意を得て、協力医療機関または、利用者の主治医に対して利用者の健康状況について月に1回以上情報を提供所時に他の介護保険施設や医療機関等に情報提供することを評価する加算

○配置医師緊急時対応加算

入所者に対する注意事項や病状等についての情報共有、曜日や時間帯ごとの医師との連絡方法などの具体的な取り決めを施設と医師との間で行い、24時間対応できる体制が確保されており、早朝や深夜に診療を行った場合に算定できる加算

○新興感染症等施設療養費

入所者等が別に厚生労働大臣が定める感染症に感染した場合に相談対応、診療、入院調整等を行う医療機関を確保し、かつ、感染した入所者等に対し、適切な感染対策を行った上で、介護サービスを行った場合に、月1回、連続する5日を限度として算定

<居住費(滞在費)・食費の負担軽減(負担限度額認定)>

世帯全員が市民税非課税の方(市民税世帯非課税者)や生活保護を受けられておられる方は、市へ申請をすることにより、「介護保険負担限度額認定証」が交付され居住費(滞在費)・食費の負担が軽減される場合があります。

なお、居住費と食事に係る費用について、負担限度額認定を受けている場合には、認定証に記載している負担限度額とします。